

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員  
8番 高取 輝昭 委員 18番 井上 和徳 委員
4. 署 名 委 員  
6番 大饗 安政 委員 7番 小林 直樹 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきましては、議案第1号から議案第3号につきましては、報告案件がございまして、1号2号がございまして、

それでは早速議案の方をお開きください。2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号6-1、私が発表します。

○石原会長

番号6-1を説明させていただきます。

土地の所在地	新庄 上正境 1197-2 登記地目現況地目共に田 登記面積	2426㎡
譲受人	新庄▲▲▲番地	●● ●● ▲▲歳
譲渡人	北九州市八幡西区塔野▲▲▲▲番地	●● ●● ▲▲歳
譲受理由	贈与による	
譲渡理由	耕作不便	
耕作面積	4068㎡	
家族数	3	

●● ●●さんのお父さんは愛媛から●●家に嫁いで来られて今は企業経営と農業をされています。●● ●●さんは●●家から北九州へ嫁いで今もお住まいです。年齢が85歳ということで終活に入っておられます。分田があったので●● ●●さんにお渡し出来んから引き受けてくれということでこのお話がありました。

現在現地も見ましたが、10ページに合意解約の6-1で●● ●●さんが耕作者で●● ●●さんの名前が出ていますが、正確に言えば●●さんになるのでしょうか権利移動が発生しますので合意解約をしてこの案件として上がってきました。

○事務局難波

4月の農業委員会から位置図の方は電子のみということで移行させていただいております。2月の農業委員会で石原会長はじめ意見が出たのですが、グーグルマップと連動して地図をみたいなど、土地勘がないところだと農地がどこにあるのかはつきりわからないということで今月Gmailで議案を発送させていただきましたが、位置図の方皆さん開けますでしょ

うか。④から始まる位置図です。

○石原会長

左の所から県道69号が二ノ樋で下へ向かって通ってます。途中小学校があり、ワムガレージから右へずつと行きますと今の赤ポスが出てきたと思います。そこが右へ行くところの角の所にマルカとザグザグがございます。位置的にはそういうところでございます。いいでしょうか。俯瞰的に見ていただきますと区画整理がしているかのように見えますが、昔からしていない。今の6-1の位置図と案件の説明をさせていただきました。ありがとうございます。事務局調査書の方をお願いします。

○事務局難波

議案第1号 受付番号6-1 3条所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは皆様方から、6-1の案件につきまして、ご質問、ご意見頂戴いたします。ちなみに●●さんは会社経営もされていますので今、合意解約をした方が引き続き耕作をしていただくので争うようなことはございません。今朝確認しました。

それでは農業委員会さんご判断願います。6-1につきまして、許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

ありがとうございます。

(賛成者挙手)

全員ですね。許可といたします。

6-2に参ります。大饗委員をお願いします。

○大饗委員

6-2について6番大饗が報告します。

土地の所在地	伊里中奥981-1	登記地目	現況地目	共に畑	登記面積	138㎡
譲受人	伊里中▲▲▲▲番地▲	●●	●●	▲▲	歳	
譲渡人	伊里中▲▲▲▲番地▲	●●	●●	▲▲	歳	
譲受理由	増反による					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	2,839㎡					

●● ●●さんは、会社勤め、農業、備前焼制作販売の三足の草鞋を履いておられます。2番目の伊里中981-1の青ボクを開いてください。航空写真にしてください。

山陽新幹線のトンネルの徳当から大東に抜ける徳当側の入り口のすぐ横です。拡大すると備前焼の立派な窯があります。ルートのしっかりした建物です。その真上が今回の畑です。この隣地を●●さんは草刈りをして管理していただいているということなので●●さんが譲渡したいということです。●●さんもこの土地がほしいということです。この地区は徳当地区のどん詰まりです。窯をつくには最適の場所です。三足の草鞋で備前焼も頑張っておられるので土地を取得したいということです。

○事務局難波

議案第1号 受付番号6-2 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは6-2に関して皆様方からご質問ご意見あれば頂戴いたします。

これはちなみにあまり広くない畑のようですが、農地利用としてはどうされますか。

○事務局難波

この案件につきまして、12月に●●さんから相談がありましたが、グーグルマップでは資材が置かれているようになっていますが現況何も置かれておらず、畑として供したいと言われていたので3条としてご案内しました。ただ備前焼をされているということで今後運用が変わるようであれば4条を念のためお伝えしています。

○石原会長

わかりました。その可能性大ですね。

何かございませんか。

じゃあ特になさそうですので委員さん判断願います。6-2につきまして許可相当とお考えの委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

全員ですね。許可といたします。

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

では次に参ります。6-3、武内委員説明願います。

○武内委員

それでは6-3につきまして、24番 武内がご説明いたします。

土地の所在地 佐山主後1630 登記地目現況地目共に田 登記面積 369㎡

譲受人 佐山▲▲▲▲番 ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 岡山市北区野田▲丁目▲番▲▲号▲▲▲号 ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 新規就農

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 0

家族数 1

●●さんは3年前に移住して来られ農業に携わりたいと希望されていて下限面積が撤廃になり、●●さんの土地を買われました。家のすぐ裏に土地がありまして農業機械はないのですが、果樹を植えて草刈りで育ててみたいとのこと。

3ページの位置図を見ても分かるように左下から右上に伸びているのが備前牛窓線で左の北側に上がる伊佐林道から200メートル上がった民家に囲まれた小さな土地です。以上簡単でございますが説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石原会長

では6-3につきましてご質問ご意見頂戴いたします。

ございませんか。それでは、事務局の方から調査書をお願いいたします。

○事務局難波

議案第1号 受付番号6-3 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしいろと考えます。以上です。

○石原会長

それでは6-3ご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

全員ですね。はい、許可といたします。

続きまして6-4に参ります。松山委員説明願います。

○松山委員

6-4について、25 松山が説明いたします。

土地の所在地	吉永町多麻 前田 1866	登記地目現況地目共に田	登記面積	38㎡
	吉永町多麻 家ノ上 1871	登記地目現況地目共に畑	登記面積	311㎡
	吉永町多麻 池道ノ上1873	登記地目現況地目共に畑	登記面積	157㎡
	吉永町多麻 向ノ1898	登記地目現況地目共に畑	登記面積	164㎡
	吉永町多麻 前畠 1899	登記地目現況地目共に畑	登記面積	41㎡
	吉永町多麻 前畠 1900	登記地目現況地目共に畑	登記面積	398㎡
	吉永町多麻 岑次下1901	登記地目現況地目共に畑	登記面積	117㎡
	吉永町多麻 前田 1902	登記地目現況地目共に田	登記面積	397㎡
	吉永町多麻 前畠1903	登記地目現況地目共に田	登記面積	718㎡
	吉永町多麻 前畠1904	登記地目現況地目共に田	登記面積	519㎡
	吉永町多麻 前田1905	登記地目現況地目共に田	登記面積	302㎡
	吉永町多麻 前田1906	登記地目現況地目共に田	登記面積	242㎡
	吉永町多麻 前田1907-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	200㎡
	吉永町多麻 堂ノ向1944-2	登記地目現況地目共に田	登記面積	415㎡
	吉永町多麻 久保田1946	登記地目現況地目共に田	登記面積	499㎡
	吉永町多麻 廣畑1947	登記地目現況地目共に田	登記面積	1049㎡

譲受人	吉永町多麻▲▲▲番地	●● ●● ▲▲歳
譲渡人	横浜市鶴見区江ノ崎町▲▲番地▲▲号▲▲号	●● ●● ▲▲歳
譲受理由	増反による	
譲渡理由	耕作不便	
耕作面積	6,819㎡	
家族数	5	

地図を開いてください。場所ですが、八塔寺ふるさと村の約1kmぐらい東になります。県道多麻滝宮線というのがあるのですが吉永町多麻の子字でいうとヲというところになります。今回取得する土地のちょっと上の●●さんの上に●●という家があります。11年前に家族で移住して来られ地籍図にあるところに住んでおられます。

今回申請する土地に囲まれたところに●●という家がありますが、その家とその方の田畑をまとめて取得したいとのことです。家の周りの100mから300mのところには農地があります。今回取得する土地は長年耕作されておらず、現況は萱とかが生えてすぐには農地として使えない状態ですが、少しずつ農地として利用できるように運営していく予定です。以上で説明終わります。

○石原会長

それでは、事務局から調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第1号 受付番号6-4 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは、6-4につきまして皆様方からご質問、ご意見あれば頂戴いたします。

松山委員、この方は11年前に30歳くらいでご家族と来られてますが、どうやって暮らしておられますか。

○松山委員

現在は森林組合の作業員として、山仕事をされていてあと近所に高齢者が多いので草刈りなどを頼まれて生計を立てておられます。

○石原会長

それでは6-4ご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

全員ですね。はい、許可といたします

続きまして、4ページにまいります。議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。6-1を頓宮委員説明願います。

○頓宮委員

それでは6-1を、頓宮が説明させていただきます。農地の所有権移転になっております。

土地の所在地 吉永町吉永中 丁通 785-3 登記地目現況地目共田 登記面積 732㎡

譲受人 吉永町吉永中▲▲▲番地▲▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 倉敷市浜町▲丁目▲▲番地▲▲号 (株)●●● ●● ●● ▲▲歳

転用目的 分譲地

施設の概要 分譲地 732㎡

農地区分 3種

譲受人と譲渡人同一人物で個人から会社への譲り渡しとなります。

土地の場所ですが、地図を開いていただきましたら吉永駅から北へ約200mぐらい密集地の

中の田になります。周りも宅地、アパートとなっており、このまわりには他に田というものは  
ありません。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○石原会長

それでは事務局から補足説明願ひます。

○事務局難波

議案第2号 受付番号6-1, 5条所有権移転について説明させていただきます。

農地区分につきましては申請農地から概ね300m以内に鉄道の駅がありますので第3種農  
地と判断します。転用目的としましては先ほど頓宮委員から説明がありました通り申請人  
の分譲地ということで目的については適当と考えます。申請者は過去に違反転用を行った  
こともなく、必要な資金につきましては借入金▲▲▲万円で賄う計画であるということ  
で適当だと考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ですが、申請地は農地基本台帳を確  
認しましたが、小作人はおらず、該当しないと考えます。申請にかかる農地の面積ですが  
本件は分譲地2区画及び駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺  
の農地への営農条件への支障の有無ですが、転用によって周辺の農地に支障を及ぼす恐れは  
ないと考えます。なお、土地進入路確保のため当該農地の周辺にありますガードパイプの撤  
去の道路施工承認申請を本年3月8日に市建設課に提出され、受付されております。以上で  
す。

○石原会長

はい、それでは5条の案件につきまして、皆様方からご質問ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。

許可相当とお考えの農業委員さん挙手願ひます。

(賛成者挙手)

全員ですね。はい、許可といたします

○石原会長

続きまして5ページをお開きください。議案第3号農地利用集積計画を定めることにつ  
きまして、市長の方から諮問を受けております。その詳細が6ページから8ページに掛けて、詳  
細が載っております。これは承認案件ですので何かお気づきのことやご質問がございま  
したらお知らせいただけるかと思ひます。

なければ私が気づいたことを質問します。10ページの合意解約で●●●●さんという人  
が使用権設定を解約されて●●●●さんから借りられていますが、この辺りはどうなんで  
しょう。

○今脇委員

●●さんと●●さんのご親戚で●●さんは岡山から佐山、●●さんは和気の中山から通われています。もともと倉敷に農地があるようなんです。今回●●さんと●●さんは変わられてご一緒には無農薬で野菜を作っておられます。以上です。

○石原会長

ありがとうございます。●●さんと●●さんがたくさん筆数をかりられているようですが、ありがたいですね、何か仰ることがありますか

○武本委員

6-4●●●●さんは10年以上前に亡くなられ、●●さんという方から借りられています。これは訂正しなくて別にいいですか。

○石原会長

相続が出来てなかったら

○武本委員

多分相続は私が行ったらするって言って用紙持って来てどうやってするって言ってたから出来てると思うんです。じゃあ相続が出来たらちゃんとあれですね、わかりました。

○石原会長

この時点では出来てなかったんですか。

○事務局難波

少々お待ちください。

○武本委員

多分出来てると思うんですけど、3月くらいに出来てるような感じはするんですけど。ちょっと確認は出来てないです。出来てるってまだ言われてないから。4月1日から義務化になるからって言ったらせんといけんなあって言って用紙もらって来てうちへこられてだいぶ時間かけてせられたんです。届出をしたら1週間ほどで登記は出来ると思うから。

まあいいです、これはちゃんと確認してみます。

○事務局難波

利用権設定の紙なんですけど、●●さんと●●さんで出されていて、すみません、こちらの受付が亡くなった人受けていて相続者の方で念のため再署名していただくよう調整します。

○武本委員

お願いします。それと6-2の●●●●さん、95歳となっておりますが、多分5,6年前に亡くなっていると思うんです。息子さんに電話してちゃんと確認したいんですけども、相続の登記の件ね、息子さんの名前私わからないからここも?です。またきちっと調べて報告します。

○石原会長

ありがとうございます。だんだんと久々井も耕作なさる方が少ないので●●さん来て頑張ってくれているのでありがたいですね。その他はお気づきのことはないですかね。はいそれでは8ページまでのこの利用権設定についてご承認いただけますでしょうか。

はい、の声

○石原会長

はい、それでは承認されました。

続きまして、報告案件が9ページから報告第1号、3条の3相続の届け出がございまして、

6-1から6-4、麻宇那、麻宇那、佐山、佐山、ということです、お含みおきください。

10ページにつきましては先程から触れております報告第2号農地法第18条の規定による合意解約、こちらも触れさせて頂きました。お含みおき下さい。

以上で今日の審議及び協議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

7. その他(要約)

- ・農業委員会の次回開催日について
- ・タブレットの操作について

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 6番 大饗 安政 委員

備前市農業委員会委員 7番 小林 直樹 委員